# 西尾市「給付型奨学金」奨学生の募集について

# ~西尾の未来を担う若者をサポートします!~

西尾市では、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給する「給付型奨学金」制度を実施しております。

**令和6年度**の募集内容、申請手続等は、以下のとおりです。

# 1 支給対象者及び支給要件 次の6つの項目の全てに該当すること。

- (1) 令和6年度に次のいずれかの学校に在学すること。
- ア 学校教育法第1条に規定する高等学校(専攻科及び別科を除く。)
- イ 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。)
- ウ 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
- エ 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程(学校教育法施行規則第 150条第3号に基づく文部科学省大臣の指定を受けているものに限る。)
- (2) 成績優秀な学生であること。

前年度の学年末における全教科の学習成績(5段階評価)の平均した値が

#### 3.20以上の方。

※令和6年度において高校1年生の方については、中学3年生の成績が対象となり、高校2年生の方については、高校1年生の成績が対象となります。

(3) 経済的な理由により修学困難であること。

父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額の合計額が230万円以下の方。 ※課税総所得金額は、収入金額ではありません。総所得金額から所得控除額を引いた金額です。

※令和5年分が対象となります。

- (4)他の奨学金(※)の支給を受けていないこと。 ※貸与型奨学金、就学支援金、西尾市私立高等学校等授業料補助などは支給を 受けていても構いません。
- (5) 西尾市に居住していること。 奨学生本人が西尾市に住所を有していること。
- (6) 品行方正であること。
- 2 奨学金の額 月額9.000円(年間108.000円)

※返済の必要はありませんが、不正に支給を受けた場合は返還していただきます。 ※奨学金は、1年間分を9月と12月に2回に分けて指定する口座へ支給します。

3 募集人員

100名 ※予算の範囲内で支給するため、毎年、募集人員は変動します。

(午前8時30分~午後5時15分(土曜、日曜を除く))

※募集については、令和6年5月号の市広報に掲載予定ですのでご覧ください。

# 5 申請方法

- (1) 次の書類を教育委員会 **教育庶務課(市役所 4 階)にご**持参いただくか、郵送で送付してください。郵送の場合は、令和 6 年 7 月 5 日(金)必着。
- (2) 申請様式は、市ホームページでダウンロードしていただくか、下記担当までお電話していただければ、郵送にて送付することもできます。
- (3) 上記以外の支所等への提出はできません。
- (4) 郵便の場合の宛先

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地 西尾市 教育庶務課 宛て

**※郵送の場合、届いたかどうか、**発送  $2\sim3$  日後に教育庶務課(65-2172)まで 電話にて必ず確認をお願いします。

確認欄	書類名
	①奨学金支給申請書 (様式第1号) ・・・「記入例1」
	②推薦書(様式第2号) ・・・「記入例2」 在籍している学校(学校長)に作成を依頼してください。
	③成績証明書 令和5年度学年末の通知表の写しとなります。 ※学年末の成績は年間をとおしての成績であり、そのような取扱いと なっていない場合には、令和5年度の各教科の評定を記載した成績 証明書の発行を依頼して提出してください。
	<ul> <li>④家庭状況調書(様式第3号)</li> <li>申請時における世帯の状況を記載していただく書類になります。</li> <li>※「生計を一にする家族」については、同居、別居を問わず、生計を共にする者が該当します。以下の場合が「生計を一にする家族」の例となります。</li> <li>例1:住民票が別になっていても、同一の住居に居住している家族についても「生計を一にする家族」に含みます。</li> <li>例2:家計を主に支える者が、勤務地の関係で別居しているとき、例えば、単身赴任の父なども「生計を一にする家族」に含みます。</li> <li>例3:家計を主に支える者の被扶養者であるもの、例えば、扶養している別居の祖父母なども「生計を一にする家族」に含みます。</li> </ul>

	⑤同意書 ・・・「記入例4」 この書類は、申請者及びご家族の住民登録及び所得情報を教育委員会が 申請者に代わって調査させていただくための書類です。
	※④「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族のうち、令和6年1月 1日現在住民登録が西尾市になかった方は、⑥の書類の提出が必要となります。 →⑥へ
	※④「家庭状況調書」に記入したご家族のうち、申請時に住民登録が西尾市になかった方は、⑦の書類の提出が必要となります。 →⑦へ
□ 該当がある 場合のみ	⑥令和5年分の所得課税証明書 住民登録のある市区町村役場で取得してください。 ※令和5年分は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までをいいます。
□ 該当がある 場合のみ	⑦住民票の写し (続柄の記載のあるもの) 住民登録のある市区町村役場で取得してください。

## 6 審査及び結果の通知

- ・西尾市教育委員会が審査・選考し、結果を申請者及び在学する学校に通知します。
- ・<u>申込みが募集人員を上回った場合など、選考基準を満たしていても支給できないこ</u> とがあります。
- ・既に高校へ在学している方も申請できます。奨学金は、在学する学校の正規の修業 年限を修了するまで毎年申請できます。
- ・継続して奨学金の支給を希望される方は、毎学年、必要書類を提出していただく必要があります(支給継続の可否については再度審査を行います)。

### 7 その他

- ・提出期限までに適切に提出されない場合は受付できません。また、提出書類は一切 返却しません。
- ・奨学金を支給後に、不正が判明した場合は、支給を取り消すとともに、支給した全額分を速やかに返還していただきます。

### 8 問合先

西尾市教育委員会 教育庶務課 庶務担当 電話0563-65-2172 (直通)